

山貨災防発第52号
令和3年12月10日

会員各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

**事務所衛生基準規則及び
労働安全衛生法規則の一部を改正する省令の施行等について**

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号。以下「改正省令」という。）が令和3年12月1日に公布され、一部を除き、同日から施行されました。併せて、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、一部運用の見直しが行われました。

加えて、上記「改正省令」公布に伴い、令和元年7月12日付け基発0712第4号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照明の取り扱い等が別添のとおり一部改正されました。

つきましては、その改正の趣旨、内容等について、別添（陸災防山形県支部ホームページに掲載）のとおりとなりますので、貴事業場の関係者に対し、周知していただくようお願いいたします。

以上

別添資料

別紙1：改正省令の趣旨および概要等（1～6ページ）

別紙2：省令条文の新旧対照表（1～14ページ）

別紙3：厚生労働省リーフレット（2枚）

別添：「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン
について」新旧対照表（1～4ページ）

「 〃 ガイドライン」（1～13ページ）

「 〃 ガイドライン」（解説）（1～18ページ、別紙）